

1 0 0 8 9 2 0

東京都千代田区霞が関 1-1-4

東京地方裁判所 民事第 1 3 部  
裁判長 花村良一 殿

# 13人の専門家証人全員と爆撃被害地の原告の採用を求めます

私は、日中戦争中、旧日本軍が行った重慶大爆撃の爆撃被害者が国に謝罪と賠償を求めて起こした重慶大爆撃裁判の原告188人の闘いを支援しています。

重慶大爆撃裁判の原告代理人は、7年間の審理の積み重ねの上に、前田哲男氏（軍事ジャーナリスト）ら日本人研究者と張瑾氏（重慶大学教授）ら中国人研究者の合計13人の専門家証人を申請しています。また爆撃被害地である重慶・成都・樂山・自貢・松潘の各原告本人の法廷での取調を求めています。

私は、戦後補償裁判の重要な一つである重慶大爆撃裁判の公平な審理を行うためには、上記の専門家証人全員の採用と爆撃被害地の原告本人の取り調べが不可欠だと思います。

重慶大爆撃裁判のような重要裁判で人証調べを行わないことは裁判の否定です。

貴裁判所が事実認定と法律判断を適正・公平に行うために、速やかに人証調べを実施されるよう強く要望します。

<一言>

氏名 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_